

5 水管 第 2402 号
令和 5 年 12 月 12 日

水産政策審議会 会長
佐々木 貴文 殿

農林水産大臣 宮下 一郎

資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）の一部変更（本
則の変更及びめばち（インド洋協定海域）の別紙 2 の追加）について
（諮問第 430 号）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 11 条第 5 項の規定に基づき、資源管理基本方
針を別紙のとおり変更したいので、同条第 6 項において準用する同条第 3 項の規定に
基づき、貴審議会の意見を求める。

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第五項の規定に基づき、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第千九百八十二号）の一部を次のように変更したので、同条第六項において運用する同条第四項の規定に基づき公表する。

令和 年 月 日

農林水産大臣 宮下 一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
第12 漁獲割当割合の削減 (1) 漁獲割当割合の削減の要件 別紙2に定める大臣管理区分について、法第29条の漁獲割当割合の削減（以下単に「削減」という。）の基準は、規則第18条第1項に基づき次のとおりとする。 ① 連続した2管理年度以内に、2回以上、年次漁獲割当量を超えて採捕した場合 ② 年次漁獲割当量設定者が、年次漁獲割当量を超えて採捕した場合において、当該採捕による漁業法第26条の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合 ③ 年次漁獲割当量を著しく超過した場合 ④ 法第27条の規定による命令に違反した場合 ⑤ その他悪質性がある場合 (2) 削減の対象とする船舶 法第25条第2項に違反した漁獲割当割合設定者が使用する船舶（当該違反をした船舶が属する管理区分下の船舶に限る。）の漁獲割当割合について削減をすることとする。 (3) 削減の割合 削減の割合は、(1)の要件に該当した数に応じて算出する。 第13 （略） (別紙2-1 くろまぐろ（小型魚））	(新設) 第12 （略） (別紙2-1 くろまぐろ（小型魚））

第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。 1 （略） 2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> イ～エ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>本則第12のとおりとする。</u> 3 （略） 第6～第9 （略） （別紙2-2 くろまぐろ（大型魚））	第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。 1 （略） 2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。 イ～エ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。</u> 3 （略） 第6～第9 （略） （別紙2-2 くろまぐろ（大型魚））
---	--

- 3 -

第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。 1 （略） 2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> イ～エ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>本則第12のとおりとする。</u> 3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等	第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。 1 （略） 2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。 イ～エ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。</u> 3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等
--	---

- 4 -

当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ (略) ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> イ～エ (略) ⑤～⑧ (略) ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>本則第12のとおりとする。</u> 4 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う管理区分） (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ① (略) ② 漁獲量等の報告に係る期限 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内</u> イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大	当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ (略) ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。 イ～エ (略) ⑤～⑧ (略) ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。</u> 4 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（漁獲量の総量の管理を行う区分） (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 ① (略) ② 漁獲量等の報告に係る期限 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで</u> イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大
---	--

臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りでない。） <u>くろまぐろ（大型魚）の採捕をした日の翌日まで</u> 5 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ (略) ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> イ～エ (略) ⑤～⑧ (略) ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>本則第12のとおりとする。</u> 第6～第9 (略) (別紙2-3 みなみまぐろ) 第1～第4 (略) 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等	臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りでない。） <u>陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日 は 算入しない。）</u> 5 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う区分） (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ (略) ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。 イ～エ (略) ⑤～⑧ (略) ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。</u> 第6～第9 (略) (別紙2-3 みなみまぐろ) 第1～第4 (略) 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
---	--

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 みなみまぐろ (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ (略) ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度3月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> ウ (略)	大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 みなみまぐろ (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ (略) ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。 イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度3月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶のみなみまぐろの漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し、<u>漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、</u>当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。 ウ (略)
---	---

- 7 -

⑤・⑥ (略) ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限 10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、<u>21日から当該月末日までの期間をいう。</u>）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内 ⑧ (略) ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>本則第12のとおりとする。</u> 第6・第7 (略) (別紙2-4 さんま) 第1～第4 (略) 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。 1 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ (略) ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>た</u>	⑤・⑥ (略) ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限 <u>みなみまぐろの採捕をした日の翌日まで</u> ⑧ (略) ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は、定めない。</u> 第6・第7 (略) (別紙2-4 さんま) 第1～第4 (略) 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。 1 さんま北太平洋さんま漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) (略) (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ (略) ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。
---	--

- 8 -

<u>だし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> イ～エ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>本則第12のとおりとする。</u> 2・3 （略） 第6～第9 （略） （別紙2-6 まいわし太平洋系群） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。 1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違</u>	イ～エ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。</u> 2・3 （略） 第6～第9 （略） （別紙2-6 まいわし太平洋系群） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から3までに定めるとおりとする。 1 まいわし太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。
---	---

<u>反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> イ・ウ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>本則第12のとおりとする。</u> 2・3 （略） 第6～第9 （略） （別紙2-12 するめいか） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。 1・2 （略） 3 するめいか大臣許可いか釣り漁業 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>た</u>	イ・ウ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は、定めない。</u> 2・3 （略） 第6～第9 （略） （別紙2-12 するめいか） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から5までに定めるとおりとする。 1・2 （略） 3 するめいか大臣許可いか釣り漁業 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この管理区分において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。
---	--

<u>だし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> イ～エ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>本則第12のとおりとする。</u> 4・5 （略） 第6～第9 （略） （別紙2-13 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u>	イ～エ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は定めない。</u> 4・5 （略） 第6～第9 （略） （別紙2-13 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 大西洋くろまぐろ（西大西洋海域） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。
--	--

- 11 -

イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> ウ （略） ⑤・⑥ （略） ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限 <u>10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内</u> ⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>本則第12のとおりとする。</u> 第6・第7 （略） （別紙2-14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。	イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通しを、<u>漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。</u> ウ （略） ⑤・⑥ （略） ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限 <u>大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで</u> ⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は、定めない。</u> 第6・第7 （略） （別紙2-14 大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。
---	---

- 12 -

大西洋くろまぐろ（東大西洋海域） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u> ウ （略） ⑤・⑥ （略） ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限	大西洋くろまぐろ（東大西洋海域） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。 イ 申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合には、当該申請に係る船舶ごとに、基準期間（漁獲割当割合の設定を行おうとする管理年度の前々管理年度7月末日までの3年間をいう。以下この別紙において同じ。）における当該船舶の大西洋くろまぐろ（東大西洋海域）の漁獲量（当該期間に漁獲割当てによる管理が行われていた場合には、年次漁獲割当量を超過した漁獲量を除く。）に応じて按分して得た割合を基礎とし、採捕する者の採捕の実態又は将来の見通し等を勘案して、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を超えない範囲内で配分するものとする。 ウ （略） ⑤・⑥ （略） ⑦ 漁獲量等の報告に係る期限
---	---

<u>10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内</u> ⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>本則第12のとおりとする。</u> 第6・第7 （略） （別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。 1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。<u>ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある。</u>	<u>大西洋くろまぐろ（西大西洋海域）の採捕をした日の翌日まで</u> ⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 <u>規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は、定めない。</u> 第6・第7 （略） （別紙2-15 まさば及びごまさば太平洋系群） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1から4までに定めるとおりとする。 1 まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業（漁獲割当てによる管理を行う管理区分） (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 当該大臣管理区分における管理の手法は、漁獲割当てによる管理とする。 ①～③ （略） ④ 漁獲割当割合の設定基準 ア 漁獲割当割合の設定を受けようとする者（法第18条第1項各号に掲げる者を除く。以下この別紙において「申請者」という。）がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセント以下の場合には、当該申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合を設定するものとする。
--	---

イ～エ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 本則第12のとおりとする。 2・3 （略） 第6～第9 （略） （別紙2－22 にしころかじき（大西洋条約海域）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 にしころかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ① （略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） 10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内 イ （略） 第6～第8 （略） （別紙2－24 びんなが（南大西洋海域）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等	イ～エ （略） ⑤～⑧ （略） ⑨ 漁獲割当割合の削減の基準 規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は、定めない。 2・3 （略） 第6～第9 （略） （別紙2－22 にしころかじき（大西洋条約海域）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 にしころかじき（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ① （略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） 5日ごとの期間（毎月26日から始まる期間においては、26日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から5日以内 イ （略） 第6～第8 （略） （別紙2－24 びんなが（南大西洋海域）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等
--	--

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。 びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ① （略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） 10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内 イ （略） 第6～第8 （略） （別紙2－25 めかじき（南大西洋海域）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 めかじき（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ① （略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）	大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 大臣管理区分は、かつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）とし、当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。 びんなが（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ① （略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） 5日ごとの期間（毎月26日から始まる期間においては、26日から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から5日以内 イ （略） 第6～第8 （略） （別紙2－25 めかじき（南大西洋海域）） 第1～第4 （略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 めかじき（南大西洋海域）かつお・まぐろ漁業 (1) （略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ① （略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）
--	--

<u>10日</u>ごとの期間（毎月<u>21日</u>から始まる期間においては、<u>21日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>10日</u>以内 イ（略） 第6～第8（略） （別紙2－26 めかじき（北大西洋海域）） 第1～第4（略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業 (1)（略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ①（略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>10日</u>ごとの期間（毎月<u>21日</u>から始まる期間においては、<u>21日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>10日</u>以内 イ（略） 第6～第8（略） （別紙2－28 めばち（大西洋条約海域）） 第1～第4（略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業	<u>5日</u>ごとの期間（毎月<u>26日</u>から始まる期間においては、<u>26日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>5日</u>以内 イ（略） 第6～第8（略） （別紙2－26 めかじき（北大西洋海域）） 第1～第4（略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 めかじき（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業 (1)（略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ①（略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>5日</u>ごとの期間（毎月<u>26日</u>から始まる期間においては、<u>26日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>5日</u>以内 イ（略） 第6～第8（略） （別紙2－28 めばち（大西洋条約海域）） 第1～第4（略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 めばち（大西洋条約海域）かつお・まぐろ漁業
--	--

- 17 -

(1)（略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ①（略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>10日</u>ごとの期間（毎月<u>21日</u>から始まる期間においては、<u>21日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>10日</u>以内 イ（略） 第6～第8（略） （別紙2－30 よしきりざめ（北大西洋海域）） 第1～第4（略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業 (1)（略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ①（略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>10日</u>ごとの期間（毎月<u>21日</u>から始まる期間においては、<u>21日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>10日</u>以内 イ（略） 第6～第8（略）	(1)（略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ①（略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>5日</u>ごとの期間（毎月<u>26日</u>から始まる期間においては、<u>26日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>5日</u>以内 イ（略） 第6～第8（略） （別紙2－30 よしきりざめ（北大西洋海域）） 第1～第4（略） 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次に定めるとおりとする。 よしきりざめ（北大西洋海域）かつお・まぐろ漁業 (1)（略） (2) 漁獲量の管理の手法等 ①（略） ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。 ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。） <u>5日</u>ごとの期間（毎月<u>26日</u>から始まる期間においては、<u>26日</u>から当該月末日までの期間をいう。）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から<u>5日</u>以内 イ（略） 第6～第8（略）
--	--

- 18 -

別紙 2－40 の次に、次の別紙を加える。

- 19 -

(別紙 2－41 めばち (インド洋協定海域))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 めばち (インド洋協定海域)

特定水産資源の定義 めばちのうち、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定の締約国たる外国等に対する割当てに係るものを除き、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第 2 条に規定する海域 (以下この別紙において「インド洋協定海域」という。) において漁獲されるものをいう。

第 2 管理年度

1 月 1 日から同年 12 月末日まで

第 3 資源管理の目標

インド洋まぐろ類委員会 (以下この別紙において「IOTC」という。) での合意等に従い、親魚資源量及び漁獲圧力を最大持続生産量を達成するために必要な水準に維持することとする。

第 4 漁獲シナリオ

令和 16 年 (2034 年) から令和 20 年 (2038 年) までに、60 パーセントの確率で親魚資源量を最大持続生産量を達成するために必要な水準にする。

- 20 -

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、以下に定めるとおりとする。

めばち（インド洋協定海域）大中型まき網漁業及びかつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

インド洋協定海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。）及びかつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

- 21 -

10日ごとの期間（毎月21日から始まる期間においては、21日から当該月末日までの期間）に採捕した数量を、当該期間の終了した日から10日以内

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認められる期間を除く。）

採捕した日の翌日まで

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量（放流・投棄分を含む。）、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。

第7 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

IOTCで決定されている保存管理措置を実施するとともに、当該水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進する。

第8 その他資源管理に関する重要事項

- 22 -

法第 31 条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該数量が当該大臣管理漁獲可能量の 85 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

別紙 3－17 を削除する。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和六年一月一日から施行する。ただし、別紙 2－3 の第 5 (2) ⑦ の漁獲量等の報告に係る期限の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

(準備行為)

第二条 農林水産大臣は、別紙 2－41 の特定水産資源に係る漁業法第十五条第一項各号の数量を定めるため、施行の日前においても、水産政策審議会の意見又は関係する都道府県知事の意見（同項第二号の都道府県別漁獲可能量の設定に係るものに限る。）を聴くことができる。

(経過措置)

第三条 この告示の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

資源管理基本方針の一部を変更する告示案について

令和 5 年 12 月
水 産 庁

第 1 今回の変更事項

変更事項 1：漁獲割当管理区分における漁獲割当割合の削減の基準の設定について
変更事項 2：「別紙 3-17 めばち（インド洋協定海域）」の別紙 2 への移行について
変更事項 3：かつお・まぐろ漁業における漁獲報告の期限の変更について
このほか、修辭的な修正や必要な附則を規定する予定。

第 2 今後のスケジュール

12 月中：官報掲載

【変更事項 1】 漁獲割当管理区分における漁獲割当割合の削減の基準の設定について

1 漁獲割当割合の削減の基準の現状

- (1) 漁獲割当てによる漁獲量の管理を行う管理区分（以下「漁獲割当管理区分」という。）のうち、大臣管理区分においては、農林水産大臣は、申請のあった船舶等ごとに対して、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 17 条第 3 項に基づきあらかじめ策定した設定の基準に従って漁獲割当割合を設定し、管理年度ごとに、漁獲割当割合の設定を受けた者に対し、年次漁獲割当量を設定する。年次漁獲割当量は、当該管理年度に係る大臣管理漁獲可能量に漁獲割当割合を乗じて得られる数量である。
- (2) 年次漁獲割当量の設定を受けた者は、その年次漁獲割当量を超えて当該漁獲割当ての対象となる特定水産資源の採捕をしてはならないとされている（漁業法第 25 条第 2 項）。
- (3) これに違反して、設定された年次漁獲割当量を超えて採捕した場合、農林水産大臣は、漁業法に基づく行政処分として、年次漁獲割当量の控除（漁業法第 28 条）及び漁獲割当割合の削減（同法第 29 条）を行うことができるとされている（なお、漁獲割当割合の削減は、同法第 27 条の規定による命令に違反した場合も行うことができるとされている。）。
- (4) このうち、年次漁獲割当量の控除は、次の管理年度以降における年次漁獲割当量から一定の数量を控除するものであるが、控除数量の算出については、漁獲割当管理区分ごとに水産資源の特性や採捕の実態が異なり、資源の調整上、控除すべき程度が異なるため、これに対応できるよう、管理区分ごとに資源管理基本方針に係数を定め、管理年度終了時点で超過した量（以下「超過数量」という。）に当該係数を乗じて控除する数量を算出することとしており（漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 17 条）、現在、この係数は「1」とされている。
- (5) また、漁獲割当割合の削減は、年次漁獲割当量の控除と異なり、その効果は漁獲割当割合の有効期間全体に及ぶため、違反者に対する違法行為の抑止及び制裁的效果は強い。そのため、削減する漁獲割当割合の削減の程度は、水産資源の特性に加え、主に年次漁獲割当量設定者の行為態様に応じて変える必要がある。そこで、漁獲割当割合の削減は、資源の特性及びその採捕の実態を勘案して資源管理基本方針に定める基準に基づき行うものとされているが（漁業法施行規則第 18 条）、現在、この基準は定められていない。

2 変更事項の内容

- (1) 上記の通り、現在、漁獲割当割合の削減に関する基準は定められていないが、本処分を行うことが適当な事案が発生する可能性がある中、制裁的効果の強い本行政処分を透明性のある形で適切に実施し、潜在的な違反者に対する抑止効果を高め、漁獲割当てによる管理の実効性を確保するため、漁獲割当割合の削減基準を設定することとする。なお、当該基準は全ての漁獲割当管理区分共通のものとして設定するが、個々の漁獲割当管理区分において別の基準を定めた場合は、その基準によることとする。
- (2) 基準の概要は以下のとおりである。

① 処分の発動要件

次に掲げるいずれかの要件に該当した場合は、漁獲割当割合の削減を行う。

- (ア) 連続した2管理年度以内に、2回以上、年次漁獲割当量を超えて採捕した場合
- (イ) 年次漁獲割当量設定者が、年次漁獲割当量を超えて採捕した場合において、当該採捕による漁業法第26条の報告をせず、又は虚偽の報告をした場合
- (ウ) 年次漁獲割当量を著しく超過した場合
- (エ) 漁業法第27条の規定による命令に違反した場合
- (オ) その他悪質性がある場合

② 処分の対象

超過数量が生じた管理年度以降に、漁業法第25条第2項に違反した当該漁獲割当割合設定者が使用する船舶（同一の管理区分のものに限る。）から削減をすることができる。その他の処分されうる船舶も存在しない場合は、超過数量が生じた管理年度から5管理年度以内までに、当該違反者から新たに漁獲割当割合の申請がなされた際、当該違反事項について勘案して割当割合を設定することとする。

③ 削減の割合

- ①で掲げる要件に該当する数に応じて漁獲割当割合を減ずることとする。

④ 削減の期間

漁業法第29条に基づく漁獲割当割合の削減の通知を受けた日から当該漁獲割当割合の有効期間の満了日までとなる。なお、漁獲割当割合の削減の効果を5年間担保するため、漁獲割当割合の削減の原因となった違反事由は、当該漁獲割当割合の有効期間満了後の新たな漁獲割当割合の設定時において考慮することとする。

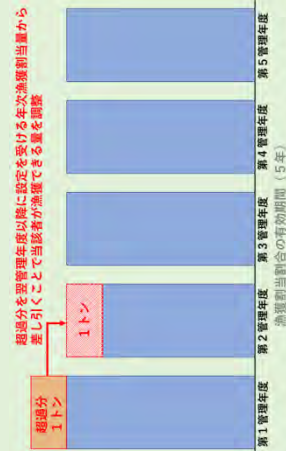
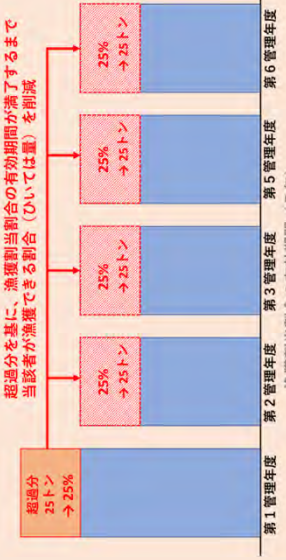
⑤ その他

1の(5)に記載したとおり、別紙2で定める各漁獲割当管理区分では「規則第18条第1項の資源管理基本方針に定める漁獲割当割合の削減の基準は、定めない」と規定しているが、当該規定を削除する。

また、一部の漁獲割当管理区分では、申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が100パーセントを超える場合の設定基準の1つとして、「ただし、漁業に関する法令に違反する行為の違反の程度及び違反の回数に応じて、これを減ずることがある」という基準を定めているが、当該基準を全ての漁獲割当管理区分で設けるととも

に、申請者がそれぞれ申請した漁獲割当割合の合計が 100 パーセント以下の場合であっても当該設定基準を適用できるようにする。

漁業法第25条第2項違反に係る行政処分の性質の整理

処分の意義	IQ制度の実効性担保のため 漁業秩序の維持のため			漁業法における 従来の行政処分																							
処分の名称	控除 (法第28条)			停泊命令等 (法第27条)																							
処分の要件	超過が生じた場合			以下のいずれかに該当する場合 ・ 2年以内に2回以上超過した場合 ・ 著しく超過した場合 ・ 停泊命令に違反した場合 ・ 未報告が発覚し超過した場合 等																							
処分の対象	年次漁獲割当量			使用した漁具等又は船舶																							
処分の内容	超過した数量を翌管理年度以降の年次漁獲割当量から差し引く			漁具等の使用禁止等又は陸揚げ港での停泊																							
処分の期間	1 管理年度以上			90日以内																							
処分のイメージ	 超過分を翌管理年度以降に設定する年次漁獲割当量から差し引くことで当該者が漁獲できる量を調整 <table><tr><th>第1管理年度</th><th>第2管理年度</th><th>第3管理年度</th><th>第4管理年度</th><th>第5管理年度</th></tr><tr><td>超過分 1トン</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> 漁獲割当割合の有効期間（5年）			第1管理年度	第2管理年度	第3管理年度	第4管理年度	第5管理年度	超過分 1トン					 超過分を基に、漁獲割当割合の有効期間が満了するまで当該者が漁獲できる割合（ひいては量）を削減 <table><tr><th>第1管理年度</th><th>第2管理年度</th><th>第3管理年度</th><th>第4管理年度</th><th>第5管理年度</th><th>第6管理年度</th></tr><tr><td>超過分 25トン → 25%</td><td>25% → 25トン</td><td>25% → 25トン</td><td>25% → 25トン</td><td>25% → 25トン</td><td>25% → 25トン</td></tr></table> 漁獲割当割合の有効期間（5年） 		第1管理年度	第2管理年度	第3管理年度	第4管理年度	第5管理年度	第6管理年度	超過分 25トン → 25%	25% → 25トン	25% → 25トン	25% → 25トン	25% → 25トン	25% → 25トン
第1管理年度	第2管理年度	第3管理年度	第4管理年度	第5管理年度																							
超過分 1トン																											
第1管理年度	第2管理年度	第3管理年度	第4管理年度	第5管理年度	第6管理年度																						
超過分 25トン → 25%	25% → 25トン	25% → 25トン	25% → 25トン	25% → 25トン	25% → 25トン																						

19

※ 法第23条の規定による漁獲割当割合及び年次漁獲割当量の取消処分については、漁業の許可の取消が行われた場合に行うこととする。

【変更事項 2】「別紙 3-17 めばち（インド洋協定海域）」の別紙 2 への移行について

1 めばち（インド洋協定海域）の管理の現状

- (1) 我が国が加盟するインド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成 8 年条約第 3 号）第 2 条に規定する海域については、同協定第 1 条の規定に基づくインド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）において、かつお・まぐろ類等の高度回遊性魚類資源の保存管理に必要な措置が採択されており、締約国等は、当該措置の遵守を確保する上で必要な措置を講ずるための制度を設けることが求められている。
- (2) 現在、上記の協定に基づき決議された保存管理措置において、漁獲可能量等の漁獲管理に関する措置が定められており、我が国においては、当該措置の内容を国内法令で担保するため、漁業法第 11 条の規定に基づき、資源管理の目標、特定水産資源、管理の手法等を定める資源管理基本方針を定めている。

2 変更事項の内容

- (1) 今年 5 月の IOTC の決定に基づき、加盟国の 2024 年及び 2025 年のめばちの漁獲可能量は以下のとおりとされた。

関係国	漁獲可能量（トン）
インドネシア	18,605
セイシェル	11,882
EU	17,010
スリランカ	4,772
日本	3,684
中国	3,785
イラン	2,105

- (2) これまで、IOTC において当該資源は漁獲可能量が定められていなかったことを受けて、資源管理基本方針において、漁獲可能量以外の管理を行う水産資源として資源管理の目標、漁獲シナリオ等が定められていたところ、上記内容を踏まえ、資源管理基本方針において漁獲可能量による管理を行う水産資源として当該資源を新たに定めるとともに、資源管理の目標、管理の手法等を定める必要がある。
- (3) 上記の保存管理措置を踏まえ、我が国では、当該保存管理措置の内容を担保するため、別紙 3-17 を削除し、別紙 2-41 を新設する（詳細は別紙のとおり。）。

(別紙)

	別紙 2-41 めばち (インド洋協定海域)
特定水産資源	めばち (インド洋協定海域)
管理年度	1 月 1 日から同年12月末日まで
資源管理の目標	インド洋まぐろ類委員会 (以下この別紙において「IOTC」という。) での合意等に従い、親魚資源量及び漁獲圧力を最大持続生産量を達成するために必要な水準の値で維持することとする。
漁獲シナリオ	令和16年 (2034年) から令和20年 (2038年) までに、60パーセントの確率で親魚資源量を最大持続生産量を達成するために必要な水準にする。
漁業の種類	大中型まき網漁業 (許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。) 及びかつお・まぐろ漁業 (許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。)
漁獲量の管理の手法	漁獲量の総量の管理
報告期限	●毎月を「1日から10日まで」、「11日から20日まで」、「21日からその月の末日まで」の期間に分け、それぞれの期間に採捕した数量を当該期間の終了した日から10日以内に報告する。 ●漁業法第31条に基づく漁獲量等の公表後にあつては、採捕した日の翌日までに報告する。
TACの配分基準	管理年度の前年12月末日までの我が国漁獲量 (放流・投棄分を含む。)、国際交渉で必要となる数量等を勘案して国の留保枠を設定し、残りの全量を第5の大臣管理区分に配分する。
TACによる管理以外の手法	資源管理協定の締結促進
その他	法第31条の規定の適用に関し、当該大臣管理区分における漁獲量の総量が当該大臣管理区分の大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがあるか否かについては、当該数量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

【変更事項 3】 かつお・まぐろ漁業における漁獲報告の期限の変更について

1 現行制度の概要

(1) 法令を根拠とする漁獲実績の報告（本案に関係するものに限る。）

① 漁獲量等の報告（法第 26 条、第 30 条）

法第 8 条の規定により資源管理は、漁獲可能量による管理を行うことが基本とされており、管理主体である大臣が漁獲量などの漁獲状況を随時確認するため、法第 26 条及び第 30 条において当該特定水産資源に係る漁獲量等の報告を採捕者に義務づけている。また、当該報告に係る期限については、令和 2 年農林水産省告示第 1982 号（以下「資源管理基本方針」という。）に定められている。

② 資源管理の状況等の報告（法第 52 条、許可省令第 14 条）

大臣は、大臣許可漁業者が法第 37 条で規定する許可を受けた者の責務（資源管理を適切にするために必要な取組の実施、漁業の生産性の向上）を有することに鑑み、実際に大臣許可漁業者の資源の利用状況等を把握するとともに、大臣許可漁業者が資源管理につながるどのような取組をしているのかを定期的に確認する必要があるため、法第 52 条及び許可省令第 14 条の規定に基づき資源管理の状況、漁獲の実績等の報告を大臣許可漁業者に義務付けている。

③ 漁業調整のために必要と認める報告（許可省令第 25 条第 2 項）

大臣は、他国との漁業調整や地域漁業管理機関が取り決めた措置の遵守のため、許可省令第 25 条第 2 項の規定に基づき必要と認める報告事項を特定の方法で漁業者に報告させることができるとされている。

また、当該規定を根拠に、大臣は、「漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく水産動植物の繁殖保護若しくは漁業取締りその他漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法」（平成 26 年農林水産省告示第 1944 号。以下「告示」という。）により大臣許可漁業ごとに報告すべき事項や報告の方法を定めているところである。

④ 操業日誌（許可省令第 26 条）

許可省令第 26 条では操業日誌に記載する事項や提出に関して規定されており、操業日誌の提出をもって法第 52 条及び許可省令第 14 条の報告とすることができるとされている。

(2) かつお・まぐろ漁業における漁獲報告の運用状況

① 漁獲量等の報告（法第 26 条、第 30 条）

当該規定に基づく報告として、みなみまぐろ及び大西洋くろまぐろについては操業期間中毎日又は採捕した翌日まで、大西洋熱帯まぐろ類やさめ類については 5 日ごと（法第 31 条の規定に基づく漁獲量等の公表後にあつては、採捕した翌日まで）、太平洋くろまぐろについては翌月 10 日まで（法第 31 条の規定に基づく漁獲量等の公表後にあつては、採捕後 3 日以内）の報告を求めている。

なお、一部の特定水産資源については、これまでの漁獲状況を踏まえ、②で記載する報告をもって、当該報告をしたものとみなしている。

また、みなみまぐろや大西洋くろまぐろを採捕する場合は、③で記載する報告をもって、当該報告をしたものとしている。

② 資源管理の状況等の報告及び操業日誌の提出（法第 52 条、許可省令第 14 条、第 26 条）

許可省令第 26 条第 3 項の規定に基づき、法第 52 条及び許可省令第 14 条の報告に代えるため、当該報告の提出期限までに第 26 条第 1 項の規定で記載した操業日誌を 10 日ごとに大臣あてに提出しているところである。

2 改正の必要性

(1) 国内における各種報告体制について

① 漁獲量等の報告（法第 26 条、第 30 条）

法第 26 条及び第 30 条に基づく漁獲量等の報告については、漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 417 号）第 16 条及び第 19 条の規定に基づき電子情報処理組織を使用した電磁的方法が基本とされており、かつお・まぐろ漁業のうち近海まぐろはえ縄漁業や近海かつお釣り漁業では、Web システムを通じた大臣への報告を求めているところである。他方、衛星通信技術の発達の影響を大きく受ける遠洋まぐろはえ縄漁業や遠洋かつお釣り漁業においては、船上又は陸上からメールや FAX を使用した報告がなされており、当該情報を行政側が管理システムに手入力することで情報の管理等を行っているところである。

② 資源管理の状況等の報告及び操業日誌の提出（法第 52 条、許可省令第 14 条、第 26 条）

すべての大臣許可漁業において Web システムを通じた提出を求めているところであるが、特に、かつお・まぐろ漁業では、多くの漁業者は依然として紙媒体の郵送又はメールにより提出しており、当該提出分の情報については、行政側が管理システムに手入力することで情報の管理等を行っている。

③ タグ情報の報告（許可省令第 25 条第 2 項等）

漁業者からメールや FAX により毎日提出された情報を、当該情報を行政側が管理システムに手入力することで情報の管理等を行っている。

(2) 電子的な各種報告体制への移行について

水産庁が令和 2 年 9 月に策定し公表した「新たな資源管理の推進に向けたロードマップ」において、大臣許可漁業については、令和 5 年度までにすべての漁獲等情報の報告を電子化することとされている。このため、かつお・まぐろ漁業においては、紙や FAX を使用していた従来の報告体制からシステムを活用した電磁的方法による報告体制に随時移行するとともに、操業日誌を中心とした各種報告の一元化を目指すこととしている。このため、資源管理基本方針その他の告示で定める各種報告の提出頻度について、統一化を図る必要がある。

3 改正の概要

かつお・まぐろ漁業においては、2 の（2）で記載したとおり全船が電磁的記録をもって操業日誌を作成することとなることから（一部の船については、許可省令第 26 条の規定により義務化される。）、これまで各種報告ごとに行っていた報告事項の入力作業及び報告の一元化が可能となる。また、法令において各種報告の報告事項のみを定めている趣旨

も踏まえると、現場の作業負担軽減や迅速かつ円滑な情報の収集に資するためにも国として報告事項の入力作業及び報告の一元化を進めるべきであり、特に報告の種類が多い遠洋はえなわ漁業については、報告項目数が最も多く他報告の報告項目と重複する操業日誌の提出により、関係するその他の報告とみなすことができるものが多い。

操業日誌の提出を中心とした報告体制に移行するに当たっては、各種報告の頻度や期限を可能な限り統一する必要がある中で、各種報告の報告頻度や期限が統一的でない現状であることから、各種報告の頻度や期限を次のとおり整理することとする。

(1) みなみまぐろ・大西洋くろまぐろ

法第 26 条に規定する報告も兼ねたタグ情報の報告について、2 (1) ③で記載したとおり、これまでメールや FAX で提出を受けていたものを行政側でデータ化し管理してきたところであるが、Web システムを通じた報告体制とすることにより、国が指定した様式に漁業者が入力し、システムを操作することでデータ化され管理されることとなる。また、漁業者からはこれまでも累次にわたり、資源管理の状況を踏まえた、適切な提出頻度への見直しに関する要望の声があがっているところである。

当該タグ付けの義務化当初（みなみまぐろは平成 18 年、大西洋くろまぐろは平成 26 年）、当該資源の資源状況が悪く、適切な資源管理のために行政側が可能な限り迅速に漁獲状況の変化等を把握する必要があると、採捕した翌日の報告を求めていたところである。他方、現在、両資源の資源状態は関係国へ配分される漁獲枠が増枠されるほど回復傾向にあり、漁獲割当てによる管理により船ごとの厳格な数量管理を行っていることも相まって、国としても、両資源について採捕した翌日までに報告を求める必要性は薄まってきている状況にある。

このことから、資源管理基本方針において定めている報告期限について、10 日ごとの期間に採捕した数量を、当該期間の終了した期間から 10 日以内とする。なお、両資源のこれまでの漁獲実績等を踏まえたところ、一日あたりの平均漁獲量は平均年次漁獲割当量の 1 割以下であり、10 日ごとの報告とすることにより漁獲割当てによる管理への支障はない。

(2) その他の特定水産資源

① 大西洋熱帯まぐろ類等（法第 30 条）

迅速な漁獲状況の把握のため、行政側でのシステムへの入力期間も見据えて、漁業者に対して 5 日ごとの漁獲実績の報告を求めていた。Web システムを活用した報告に移行することから、行政側での入力期間を考慮する必要性がなくなるため、資源管理基本方針において定めている報告期限について、10 日ごとの期間に採捕した数量を、当該期間の終了した期間から 10 日以内とする。

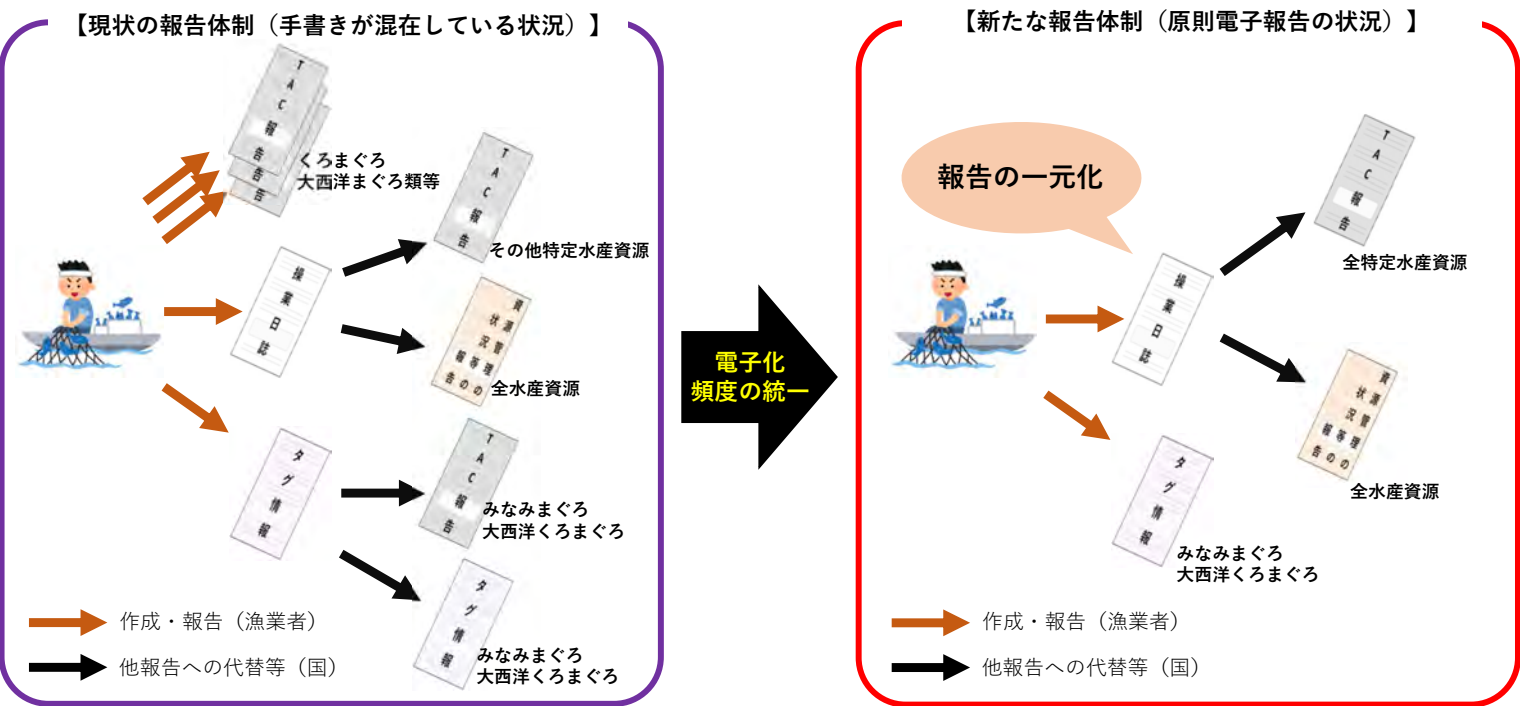
② 総量管理区分におけるくろまぐろ（法第 30 条）

運用において 10 日ごとに報告を受けていることも踏まえ、資源管理基本方針において定めている報告期限について、10 日ごとの期間に採捕した数量を、当該期間の終了した期間から 10 日以内とする。

また、法第 31 条の規定に基づき数量の公表を行った以降については、その他の魚種と同様に採捕した翌日までに報告を求めることとする。

- ・ かつお・まぐろ漁業においては、法令等を根拠にした様々な報告が存在し、資源管理の適切な実施や漁業秩序の維持にとって必要な事項を、様々な頻度や手法で関係漁業者に求めているところである。
- ・ 国内等の漁獲報告の電子化に伴い、かつお・まぐろ漁業においては、全船が電磁的手法による報告を行うこととなるため、効率的かつ円滑な資源管理の実施や現場の負担軽減の観点から、報告事項が重複している各種報告の報告頻度の統一化を通して、関係報告の一元化を図ることが重要である。
- ・ かつお・まぐろ漁業で求めている報告において最も報告項目が多いものを中心とした報告を求める観点から、許可省令第26条の規定に基づく操業日誌を中心とした報告体制に移行し、操業日誌の提出をもって報告事項が重複する報告の報告とみなすこととする。

【各種報告の一元化】



かつお・まぐろ漁業（遠洋はえなわ）における漁獲報告の頻度等の変更

- ・ 現在のみなみまぐろ等の資源状況や資源管理体制を踏まえると、採捕した翌日に漁獲状況を把握し迅速に対応をする必要性が薄まっていることから、当該特定水産資源に係るTAC報告の頻度は、これまでの漁獲実績や操業日誌の提出頻度を踏まえ10日ごととする。
- ・ その他の特定水産資源についても、操業日誌との並びの観点から、10日ごとの報告とする。
- ・ すべての特定水産資源において、漁獲量が一定程度積みあがった場合は、TAC報告の期限を採捕した翌日とする。
- ・ タグ情報については、本来、陸揚げ又は転載において検査を行うに当たって必要となるものであり、地域漁業管理機関の採択した措置や報告頻度の統一化を通じた漁業者の作業負担を勘案しつつ、報告頻度の見直しを行うこととする。
- ・ なお、みなみまぐろのタグ情報の報告については、上記期限と別途、陸揚げ等を行う10日前の届出とともに提出させることとする。

【各種報告の変更部分】

報告の種類	報告の対象となる水産資源	報告の頻度・期限
TAC報告	みなみまぐろ	採捕した日の翌日まで
	西大西洋くろまぐろ	採捕した日の翌日まで
	東大西洋くろまぐろ	採捕した日の翌日まで
	太平洋くろまぐろ（大型魚・小型魚）	陸揚げした月の翌月10日まで（漁獲量公表以降、採捕して3日以内）
	大西洋まぐろ類・さめ類等	5日ごと（漁獲量公表以降、採捕した翌日まで）
	その他	10日ごと（漁獲量公表以降、採捕した翌日まで）
日別報告	西大西洋くろまぐろ	採捕した日の翌日まで
	東大西洋くろまぐろ	採捕した日の翌日まで
RTMP報告	みなみまぐろ	採捕した日の翌日まで



報告の種類	報告の対象となる水産資源	報告の頻度・期限
TAC報告	みなみまぐろ	10日ごと
	西大西洋くろまぐろ	10日ごと
	東大西洋くろまぐろ	10日ごと
	太平洋くろまぐろ（大型魚・小型魚）	10日ごと（漁獲量公表以降、採捕した翌日まで）
	大西洋まぐろ類・さめ類等	10日ごと（漁獲量公表以降、採捕した翌日まで）
	その他	10日ごと（漁獲量公表以降、採捕した翌日まで）
日別報告	西大西洋くろまぐろ	2営業日以内
	東大西洋くろまぐろ	2営業日以内
RTMP報告	みなみまぐろ	10日ごと及び陸揚げ又は転載の10日前